

令和2年4月20日

各 位

新日本宗教団体連合会

事務局長 佐原透修

（新型コロナウイルス感染症・関係情報）

宗教法人で「休業手当」を出した際の、「雇用調整助成金」の適用について

宗教法人が、労働保険の適用事業所（雇用保険や労災保険を支払っている）である場合には、今回の「新型コロナウイルス感染症」の関係で、常勤職員、非常勤職員（パートタイマーやアルバイト）を解雇せず、休業させ、「休業手当」を支給した場合、宗教法人も「雇用調整助成金」を申請することができます。

通常では、雇用保険を払っている職員に対してのみの支給なのですが、特例として、雇用保険の対象外であるパートタイマーやアルバイトに「休業手当」を支給した場合も摘要となることになりました。

別紙、文化庁宗務課が厚生労働省に確認し、情報提供くださいましたので、回送いたします。

なお、申請期間が6月30日までとなっておりますので、労働保険加入の宗教法人には、都道府県労働局、または公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

申請については、厚生労働省HPにございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html